

令和4年度労働報酬下限額

1. 渋谷区公契約条例第7条第1項第1号に規定する公契約

(1) 労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	2,892	27	普通船員	2,723
2	普通作業員	2,509	28	潜水士	4,770
3	軽作業員	1,755	29	潜水連絡員	3,409
4	造園工	2,475	30	潜水送気員	3,319
5	法面工	3,162	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,139	32	軌道工	5,445
7	石工	3,072	33	型わく工	2,993
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	3,004	35	左官	3,162
10	鉄筋工	3,162	36	配管工	2,712
11	鉄骨工	2,892	37	はつり工	2,880
12	塗装工	3,409	38	防水工	3,409
13	溶接工	3,522	39	板金工	3,274
14	運転手（特殊）	2,847	40	タイル工	3,128
15	運転手（一般）	2,374	41	サッシ工	3,004
16	潜かん工	3,499	42	屋根ふき工	1,948
17	潜かん世話役	4,152	43	内装工	3,150
18	さく岩工	3,522	44	ガラス工	2,970
19	トンネル特殊工	3,375	45	建具工	2,901
20	トンネル作業員	2,847	46	ダクト工	2,678
21	トンネル世話役	3,803	47	保温工	2,599
22	橋りょう特殊工	3,420	48	建築ブロック工	2,834
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,622
24	橋りょう世話役	4,017	50	交通誘導員 A	1,845
25	土木一般世話役	2,982	51	交通誘導員 B	1,598
26	高級船員	3,432			

備考

上記の職種にあたらぬその他の職種として取り扱われる次の労働者については、1,127円とする。

ア 見習い、手元等の労働者

イ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

(2) 適用年月日 令和4年4月1日

2. 渋谷区公契約条例第7条第1項第2号に規定する公契約

(1) 労働報酬下限額 1,127円（1時間当たり）

(2) 適用年月日 令和4年4月1日